

令和 3 年 度
事業計画書



北見市子ども総合支援センター「きらり」

1. 北見市子ども総合支援センター「きらり」の概要

(1) 施設の概要

- ・設置主体 北見市
- ・施設名称 北見市子ども総合支援センター「きらり」
- ・施設住所 北見市北1 1 条東2丁目5番地1
- ・施設種別 児童福祉法による指定児童発達支援事業所・指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所
- ・児童定員 児童発達支援1日60名（北見市・訓子府町・置戸町在住の児童）
- ・職員体制 37名
＜センター長1・係長2（うち1名は児童発達支援管理責任者）・保健師1・事務員1
・事務補助員2・清掃員1・作業療法士3・言語聴覚士2・療育指導員10・言語指導員3・保育士6・発達支援コーディネーター2（うち1名は相談支援専門員兼務）・
相談支援専門員4（うち2名は療育指導員兼務）・相談支援従業者3（うち1名は療育指導員兼務）＞

(2) 施設の沿革

- ・昭和43年 8月 肢体不自由児通園訓練施設（北見市立マザーズ・ホーム）として旧助産所跡に開設
- ・昭和44年11月 心身障害児通園訓練施設として北見市7条東2丁目に新設
- ・昭和51年11月 北見市高砂町3番1号に新設（北見市立東保育園と併設）
- ・昭和52年 7月 幼児ことばの相談室開設（北見市立小泉小学校ことばの教室に併設）
- ・平成 2年 4月 幼児ことばの相談室移転（北見市立中央小学校ことばの教室に併設）
- ・平成18年 3月 名称変更 北見市子ども発達支援センター「きらり」
- ・平成23年 4月 北見市北1 1 条東2丁目5番地1に新設移転
名称変更 北見市子ども総合支援センター「きらり」

(3) 単独事業

- ・子ども発達支援特別相談等事業（早期発見に関すること） *P3 (5) 子ども発達支援特別相談等事業 参照
- ・子育て相談支援事業（子育て相談支援に関すること） *P3 (6) 子育て相談支援事業 参照
- ・その他、事業所の目的達成のための事業

(4) 補助事業

①国の事業

- ・指定児童発達支援事業（通所児の相談及び療育指導に関すること） *P2 (1) 指定児童発達支援事業 参照
- ・指定特定相談支援事業（計画相談に関すること） *P3 (2) 指定特定相談支援事業 参照
- ・指定障害児相談支援事業（障がい児相談支援に関すること） *P3 (2) 指定障害児相談支援事業 参照

②道の事業

- ・発達支援センター事業・発達支援事業・専門支援事業（発達支援に関すること）

*P3 (3) 発達支援センター事業 (4) 発達支援事業・専門支援事業 参照

(5) 指定児童発達支援事業の内容

たんぽぽ教室、併行教室及び幼児ことばの相談室に、保護者とともに通所・通室して、療育の指導を受ける。なお、指導内容については、保護者とともに個別支援計画を作成し、児童発達支援管理責任者の管理に基づいて実施する。

(6) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業の内容

北見市在住の児童及び保護者と利用契約を締結し、子ども総合支援センター「きらり」の相談支援従事者が相談支援及びサービス利用計画書の作成を行う。

(7) 通所案内

- ・通所の資格 北見市、訓子町、置戸町に居住する原則就学前の児童福祉法に規定する受給者証の交付を受けた児童とする。ただし、発達相談・発達支援・子育て相談等については、これに限らない。
- ・通所の手続 通所を希望する者は、受給者証を提示し契約を締結する。
- ・通所の費用 所得に応じて国が定めた基準による

2. 運営方針と内容

乳幼児がそれぞれの発達を保障され、個々に合った保育や指導が受けられることは、人として育つ上で大切なことである。特に発達が心配される乳幼児には、早期発見・早期療育支援そして各関係機関との連携のもと、その発達を全面的に援助できるよう地域ぐるみの体制作りが重要となる。また、親の不安や育児の負担も軽減されることを願い、親にとっても支援の場となるよう、計画相談、相談支援を含めた総合的な北見地域発達支援の拠点として取り組んでいかなければならない。

- ① 早期発見・早期療育に取り組み、個々の発達や特性を大切にした療育指導を行う。
- ② 各関係機関（医療機関や児童相談所等の専門機関、保健師、認定こども園・幼稚園・保育園（以下「認定こども園等」とする））との連携の中で、発達支援体制を深め、乳幼児の健全育成に向け取り組む。
- ③ 相談や学習会、親同士の交流の場を提供し、家族支援を含めた保護者への総合的な子育て支援を行う。
- ④ 定期的に通所しない者への相談支援や、訓子府町、置戸町でコーディネートを行う等、発達支援体制の充実を図る。
- ⑤ 指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業に基づく計画作成及び相談支援を行う。

(1) 指定児童発達支援事業（国の事業）

① 療育指導の目標と留意点

ア) 療育指導の目標

生活や遊びを通して、健康な心と体を育てることを基本とし、特性に添った生活訓練を親子で行い社会に適應できる基礎作りを目標とする。

- ・生活リズムを整える（食べる、寝る、排便の習慣で成長ホルモンのバランスを整える）
- ・基本的な生活習慣を身につける（良いこと、悪いことを分かりやすく提示）
- ・生活経験を豊かにしていく（楽しい経験、生活体験の積み重ねで見通しをつける）
- ・手足をいっぱい使い、全身の発達を促す（過敏、不器用さに対する感覚統合訓練）

イ) 療育指導の留意点

- ・子どもの要求を大切にしていくなかで、やりたい気持ちややる気をのばしていく。
- ・受け身ではなく、自発的に行動できるプログラムを組み、自立を高めていく。
- ・遊びの中で育つ力を大切にする。

② 教室編成

☆たんぽぽ教室（集団療育）

支援日 火・木・金

支援時間 10:00～11:45

支援対象 2歳～5歳

発達が心配される児童に対し、小集団での生活や親子遊びを通して発達を促していく。

☆併行教室（個別療育）

支援日 月～金（うち月2～3回程度）

支援時間 8:45～17:30（うち1時間）

支援対象 3歳～5歳

発達に心配がある児童に対し、個々に応じた支援を行い発達を促していく。

☆幼児ことばの相談室（個別指導）

支援日 月～金（うち月3回程度） 教育相談日 随時相談

支援時間 8:45～17:30（うち1時間）

支援対象 3歳～5歳

発音やことばの発達に心配がある児童に対し、個々に応じた指導を行い発達を促していく。

(2) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業（国の事業）

障害福祉サービスを申請した障害者（児）への支援事業

- ① サービス利用計画の作成
- ② サービス利用支援
- ③ モニタリングの実施等

(3) 発達支援センター事業（道の事業）

- ① 支援を必要とする児童のうち、通所している者への事業
 - ア) 個別の発達支援プランの策定
 - イ) 個別の療育支援
 - ウ) 家庭への相談支援等
- ② 支援を必要とする児童のうち、通所していない者への事業（認定こども園等支援〈訪問・相談支援〉）
 - ア) 個別の発達支援プランの策定
 - イ) 必要に応じ、家族への相談支援等
 - ウ) 関係機関担当職員への支援等
- ③ 訓子府町、置戸町のコーディネート、体制づくり、家族支援（訓子府町・置戸町との連携）
 - ア) ニーズ把握やサービス調整
 - イ) ネットワークの構築
 - ウ) 発達支援を行う会議の開催等 *P4 関係機関との連携 参照
 - エ) 関係機関事業（乳幼児健診〈2歳児健康相談・5歳児健康相談〉・教育支援委員会等）への協力
 - オ) 家族への支援等（育児支援・相談支援・就学相談・制度の紹介・医療等紹介）
 - カ) 障がい児等及び家族による当事者支援の調整
 - キ) 地域住民への啓発（相談支援、講演会・研修会等）
- ④ 発達相談
 - ア) 電話相談（月～金 8：45～17：30）
 - イ) 来所相談（要予約）

(4) 発達支援事業・専門支援事業（道の事業）

専門支援協力機関より専門支援員の発達支援を確保し、発達支援体制の充実を図る。
（必要に応じて医師・心理士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の支援を依頼）

(5) 子ども発達支援特別相談等事業（北見市の事業）

☆つぼみ教室（乳幼児発達支援教室）（北見市のみ）

支援日 月・水（どちらかの曜日で週1回程度）

支援時間 10:00～11:30

支援対象 1歳～2歳

利用料 無料

発達や育児に不安を持っている親子を対象に、親子集団教室の中で遊びや関わり方の指導を行う。

(6) 子育て相談支援事業（北見市の事業）

子育てに悩みや発達に不安のある子ども及びその保護者が気軽に利用でき、子育て相談や親子の交流を図る。（必要に応じて専門職の支援も受ける事ができる）

- ① 子育て相談
 - ア) 相談日：月～金 8：45～17：30
 - イ) 方 法：来所相談・電話相談・家庭訪問
- ② 子育て広場
 - ア) 開設日：月～金（祝祭日は休み）
 - イ) 時 間：10：00～12：00／13：00～16：00

3. 関係機関との連携

(1) 北見地域子ども発達支援体制推進協議会

北見地域における発達が心配される子どもとその家族への支援を目的とし協力体制を推進する。
1市2町（北見市・訓子府町・置戸町）の関係機関

(2) 道立施設等専門支援事業（道の事業）

道立の専門支援機関から派遣される専門支援員（医師・心理士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士）により、発達の遅れが心配される子ども達の総合診断を行ってもらうとともに、療育に携わる職員が療育指導・方法等について助言を受け、今後の指導に役立てる事を目的としている。
（北海道立旭川総合療育センター・北海道立子ども総合医療・療育センター）

(3) 地域の協力機関による専門支援事業（道の補助事業）

① 診察相談及びケース会議（年4回程度）

- ・北見赤十字病院医師、作業療法士、理学療法士、心理士による診察相談
- ・ケースに関わる関係機関（北見赤十字病院、北見保健所、児童相談所、保健師、幼稚園教諭・保育士等）との会議を実施し、連携を図りながら課題解決に向け検討する。

② 帯広盲学校年4回、旭川聾学校年2回の専門支援

(4) 北見地域発達支援事業（市の事業）

美幌療育病院から派遣される専門支援員（作業療法士・言語聴覚士）により、通所児への発達評価及び療育指導、保護者への相談支援及びカウンセリング、療育に携わる職員や関係機関の職員に対する技術的指導を目的としている。

(5) 一般親子入院・短期親子入院

発達に心配のある子どもに対して親子で入院し、医療・療育などの多方面からの支援を受ける。
（北海道立旭川総合療育センター・北海道立子ども総合医療・療育センター）

(6) 教育委員会 教育支援委員

教育支援委員会委員及び、特別支援教育連携協議会委員として教育委員会から任命されている。

(7) 北見支援学校 評議委員

北見支援学校評議委員として学校長から任命されている。

(8) 北見市、訓子府町、置戸町の認定こども園等との連携

障がい児保育または経過観察児を受け入れている園と連携を図りながら、児童や保護者、職員への支援を行なう。

(9) 学校との連携

入学に際し必要に応じて引継ぎを行うとともに、依頼があれば発達支援のコーディネートを行う。

(10) 北見保健所の歯科医師・歯科衛生士による健康教育及び、年2回の歯科健診とフッ素塗布支援

(11) 児童相談所からの支援（発達診断及びケース会議）

(12) その他

- ・北見市子ども・子育て会議
- ・北見市子ども・子育て支援連絡会議
- ・北見市要保護児童対策地域協議会
- ・北見市障がい者支援ネットワーク会議
- ・北見市障がい者支援ネットワーク 重症心身障がい児（者）部会 等

子ども総合支援センター 日課表及び行事予定

時 間	月・水	火・木・金	備 考
8:45 ～ 9:45	併行教室(午前1) 個別指導	併行教室(午前1) 個別指導	乳幼児発達支援教室
10:00 ～11:00	併行教室(午前2) 個別指導	併行教室(午前2) 個別指導	つぼみ教室 (月又は水) (週1回) - 親子遊び 午前 親子 指定児童発達支援事業
9:45	<つぼみ教室> 1～2 歳児 通所・自由遊び 朝の集まり 親子遊び 散歩他	<たんぽぽ教室> 2～5 歳児 通所・自由遊び 朝の集まり クラス保育 ・発達を促す遊び	たんぽぽ教室 (火・木・金) (週3日) - 親子教室 午前 親子 親子分離
11:30	父母への連絡事項	・自立指導 ・個別相談	併行教室 (月～金) (月2～3回) 親子分離 午前・午後 個別指導
11:45	個別相談		子ども発達支援特別相談等事業
12:00	昼 食		発達支援センター事業
13:00	併行教室(午後1) 個別指導	併行教室(午後1) 個別指導	・発達相談・発達支援
14:00			認定こども園等への訪問支援
14:20	併行教室(午後2) 個別指導	併行教室(午後2) 個別指導	専門支援確保事業
15:20			子育て相談支援事業
15:40	併行教室(午後3) 個別指導	併行教室(午後3) 個別指導	子育て広場
16:40			
17:30	親指導 (指導報告・事後指導)・記録整理・療育相談・明日の打合せ 事務処理等・関係機関との連絡等		
【その他行事等】			
＊個別相談 (年2回～随時) ＊家庭訪問 ＊バス園外保育 ＊誕生会 ＊保護者学習会 ＊行事 (お楽しみ会・クリスマス会 他) ＊歯科健診・フッ素塗布 ＊各幼稚園・保育園・認定こども園との連携交流 ＊各関係機関(医療・児童相談所 他)との連携 ＊専門支援 (医師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・心理士・帯広盲学校・旭川聾学校) ＊定期診察一北見赤十字病院 (医師・作業療法士・心理士) 年4回実施予定			

ことばの相談室 日課表及び行事予定

時 間	月～木	金	備 考
8:45 9:45	(4歳児～5歳児) 個別指導	職員打合せ	指定児童発達支援事業 個別指導(月2～3回)
10:00 11:00	(4歳児～5歳児) 個別指導	(4歳児～5歳児) 個別指導	
11:00 12:00	随時教育相談	随時教育相談	発達支援センター事業 ・ことばの相談 ・ことばの支援 ・随時教育相談
昼 食			
13:00 14:00	(4歳児～5歳児) 個別指導	(4歳児～5歳児) 個別指導	
14:20 15:20	(4歳児～5歳児) 個別指導	(4歳児～5歳児) 個別指導	
15:40 16:40	(4歳児～5歳児) 個別指導	(4歳児～5歳児) 個別指導	
17:30	記録整理・指導相談・打合せ・事務処理・関係機関との連絡		
<p>【その他行事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> *個別相談(随時) *各幼稚園・保育園・認定こども園との連携交流(幼稚園・保育園・認定こども園訪問) *旭川聾学校支援 *置戸町支援 *北見市2歳児健康相談 *ことば親の会 (総会・顔合わせ会・ことば親の会行事への参加・親子クリスマス会等) *中央小学校ことばの教室との連絡会議(研修会・修了判定・就学引継ぎ等 年数回) *ことばの研修会 			

令和 2年度利用状況

(単位：人)

症状／年齢	0才	1才	2才	3才	4才	5才	合計
吃音					7	7	14
構音の誤り					7	26	33
緘黙					1	1	2
口蓋裂						1	1
言語発達の遅れ				2	2	8	12
自閉的傾向児			1	4	11	25	41
精神発達の遅れ			2	2			4
発達の遅れ		19	19	30	45	39	152
肢体不自由児		1	2	1	1	6	11
盲・聾							0
合計	0	20	24	39	74	113	270

※訓子府町・置戸町を含む。

指導体制別人数

* P 2 (1) 指定児童発達支援事業 参照

(単位：人)

名称	日数と指導別	年齢	人数	備考
ことばの相談室	月2回～月3回・個別指導	4才～5才	56	教育相談 169件
つぼみ教室	週1日・親子指導	1才～2才	26	
たんぽぽ教室	週3日・母子分離	2才～5才	23	
併行教室	月2回～月3回 個別・グループ指導	3才～5才	165	経過観察児 含む

計 270

2町の利用状況

(単位：人)

町名	利用数	クラス別
訓子府町	10	併行教室 7・ことばの相談室 3
置戸町	8	併行教室 6・ことばの相談室 2

発達支援利用状況

* P 3 (3) 発達支援センター事業 参照

(単位：人)

町名	電話相談	来所相談	訪問支援(人数)	計
北見市	526	280	233	1039
訓子府町	29	4	22	55
置戸町	28	5	35	68
他市町	5	0	0	5
合計	588	289	290	1,167

子育て相談支援事業

* P 3 (6) 子育て相談支援事業 参照

(単位：人)

子育て相談	電話相談	家庭訪問	来所相談	計
	36	0	123	159
子育て広場来所状況	延人数 3,294 (児童 1,415 保護者 1,415 その他 425)			